

公立大学法人大阪市立大学理事長任期規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪市立大学定款（平成16年大阪市議会議決）第13条第1項の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の理事長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 理事長の任期は、4年とする。ただし、理事長が辞任、欠員又は解任となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(再任)

第3条 理事長は、再任されることができる。ただし、再任は、1回限りとし、再任の場合の任期は、2年とする。

(施行の細目)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長選考会議の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月6日から施行する。

(法人の最初の理事長の任期に関する特例)

2 法人の最初の理事長の任期は、第2条本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。